

令和 5 年第 3 回

美里町農業委員会総会議事録

第3回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和5年3月24日(金) 午後1時29分から午後3時11分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(15名)

1 番	佐々木	幸一郎	2 番	福田	なほ子	3 番	鈴木	幸博
4 番	渡邊	雅光	6 番	後藤	幸太郎	7 番	小野	保裕
8 番	我妻	卓美	9 番	片倉	澄子	10 番	遊佐	恭一
11 番	澁谷	正行	12 番	久道	雄悦	13 番	尾形	司
14 番	古内	世紀	15 番	邊見	勝寿	16 番	伊藤	恵子

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
3. 利用権設定の合意解約による通知について
4. 農用地の形状変更届出について
5. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第5号議案 美里農業振興地域整備計画の変更について
- 第6号議案 下限面積(別段の面積)の廃止について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局 長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司
係 長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	ただいまより、令和5年第3回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長より挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和5年第3回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は15名ですので、全員出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。3番鈴木幸博委員、4番渡邊雅光委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、3月6日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。
小野保裕委員	今月の農家相談日は、3月6日に、201会議室において、邊見会長職務代理者、後藤幸太郎委員、そして私、小野の3名で対応いたしました。 相談件数は1件でございました。相談者は●●の●●●●さんという方で、●●の302平米の育苗ハウスがある現況畑の転作田について、畑地へ変更したいというご相談でございました。 こちらからは、形状変更の届出と、土地改良区への届出、また土地改良区へ決裁金を支払う必要があるということをお伝えいたしました。 形状変更の届出については邊見会長職務代理者が担当することといたしました。 以上でございます。
議長	ご苦労さまでした。 続きまして、報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを、一括で事務局より報告をお願いいたします。
事務局	(報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より一括で説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして報告事項４番、農用地の形状変更届出について、事務局より報告をお願いいたします。 また、３月１４日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項４について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。
澁谷委員	農地調査委員会は、遊佐委員が急用のため欠席しまして、委員長である澁谷と伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計５名で、３月１４日、現地調査を行いました。 それで、農用地の形状変更届について報告いたします。 番号３番については、●●字●●に位置しております。現況は田ですが、土盛りした上で畑地化し、パイプハウスを設置して野菜を作付けする計画ですので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。 番号４番につきましては、●●字●●に位置しております。既に畑地化し、現在は露地野菜を栽培していることから、特に問題はないものと確認してきました。 番号５番につきましては、●●字●●に位置しております。既に畑地化され、パイプハウスにより野菜を作付けしていることから、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。 以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして報告事項５番、非農地証明願について、事務局より報告をお願いいたします。 また、３月１４日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに事務局より説明をお願いします。 (報告事項５について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。

澁谷委員

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

それでは、農地調査委員会から報告いたします。

非農地証明願いにつきまして報告いたします。

番号3番につきましては、●●字●●に位置しております。申請地は住宅の敷地として、宅地の状態で使用され、非農地化して長年経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

番号4番につきましては、●●に位置しております。申請地は宅地の状態で使用され、非農地化して長年経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

続きまして、番号5番につきましては、●●字●●に位置しております。申請地は住宅の敷地として、宅地の状態で使用され、非農地化して長年経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

番号6番につきましては、●●字●●に位置しております。申請地は昭和56年1月27日に転用許可を受けており、現在も住宅の敷地として宅地の状態で使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

渡邊雅光委員

4番渡邊です。

番号6についてですが、許可を出してからもう何十年も過ぎているんですね。願い出人が●●にお住まいということで、調査委員会では現在宅地に使用されているので、問題ないという報告を受けたところですが、今回非農地証明の発行をお願い出ている、その目的がはっきりしているのかどうか、それをちょっと確認させてください。

事務局

それでは、お答えします。

こちらの転用許可書については、紛失してしまったため、改めて非農地証明願が申請されたものでございます。

渡邊雅光委員

ごめんなさい、私が聞いているのは、恐らく紛失なり長年経過しているのに今さら登記申請を出せないということなんでしょうけれども、現在これを、非農地証明が必要になった理由っていうのをちょっとお聞かせいただきたい。

事務局

それでは、お答えいたします。

こちらにつきましては、物置が築造され、長年経過しており、現在は家庭菜園並びに庭石なんかを置いて、敷地として使用しておりますので、現在の状況に合わせて非農地証明願を提出され、宅地へ地目を変更したいということで申出されたものでございます。

渡邊雅光委員

理由は分かりました。今回でも、現在宅地並みに利用されているということなので、そのことに異議をもっていつているわけではないんですが、何十年も経過して、今ここで非農地証明願が必要とな

った理由については、宅地並みに今使われてきているので、地目を農地じゃなく、きちんと登記をし直したいということで理解してよろしいんですね。

事務局

お答えします。

今回の申請は、古い証明書はもうないということと、あと、所有者が遠くに住んでいるということで、この土地の地目についてはずっと見落としてしまっていて、今回それに気づいたことから、現状に合わせて、登記をし直すといえますか、地目を変えるために、仙台の行政書士に依頼して非農地証明願を提出したという経緯であります。

渡邊雅光委員

了解しました。ありがとうございました。

議長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございます。

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についての、番号87番を除く、27件について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長	質疑なしと認め、採決をいたします。第２号議案、農用地利用集積計画書審議についての２７件分について、賛成の方の挙手を求めます。 （各委員の挙手を確認）
議長	全員賛成と認めます。 続きまして、番号８７番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第３１条により、１２番久道雄悦委員の退席を求めます。
議長	休憩します。（１４：１７）
議長	再開いたします。（１４：１７）
議長	休憩前に引き続き、番号８７番について審議をいたします。質疑ありませんか。 （なしの声あり）
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。番号８７番について、賛成の方の挙手を求めます。 （各委員の挙手を確認）
議長	全員賛成と認めます。
議長	休憩いたします。（１４：１８）
議長	再開します。（１４：１８）
議長	第２号議案、農用地利用集積計画書審議については、全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。 続きまして、第３号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。 （第３号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、ただいまより第３号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見について、審議をいたします。質疑ございませんか。 （なしの声あり）
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。第３号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については、原案どおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を送付いたします。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、3月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

澁谷委員

それでは、報告をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定につきまして報告いたします。

番号5番につきましては、●●字●●に位置しており、転用目的は住宅でございます。現地は大規模な一団の農地から離れた住宅にあるため、それらの営農条件に影響を与えることなく、転用目的を達成できる適地であり、鉄道駅から概ね300メートル以内であることから、農地区分は第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号6番につきましては、●●に位置しております。転用目的は宅地造成です。都市計画用途地域内にあることから、農地区分は第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号7番につきましては、●●に位置しております。転用目的は資材置場です。都市計画用途地域内にあることから、農地区分は第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号8番につきましては、●●字●●に位置しております。転用目的は太陽光発電施設です。現地は住宅地内の農地であり、宅地等に囲まれ、10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。設備の設置やメンテナンスのための道路への通路も確保されており、農地以外の土地も検討されたようですが、申請地以外に見当たらなかったということで、許可相当と見てまいりました。

番号9番につきましては、●●に位置しております。転用目的は太陽光発電施設です。現地は住宅地内の農地であり、宅地等に囲まれ、10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討されたようですが、申請地以外に見当たらなかったということで、許可相当と見てまいりました。

番号10番ですが、●●字●●に位置しております。転用目的は一戸建て貸家です。申請地は鉄道駅から概ね500メートル以内に

あり、大規模な一団の農地から少し離れた場所にあるため、それらの営農条件に影響を与えることなく、農地区分は第２種農地と判断いたしました。しかし、給水に関しまして、町の水道事業所との協議が未了であるということを確認しましたので、給水に関する協議が整えば許可相当であると見てまいりました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。番号１０については給水の接続業務が整うことを条件としたほうがよいとの農地調査委員長の報告でありました。

それでは、第４号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について、審議いたします。質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第４号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第４号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定については、番号５から９までについては原案どおり、番号１０については行政庁の協議が整うことを条件に許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

休憩します。(１４：３６)

議長

再開いたします。(１４：４９)

議長

第５号議案、美里農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。また、３月１４日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告を伺います。

初めに、事務局の説明に入ります。

(第５号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

澁谷委員

それでは、報告いたします。

第５号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について報告します。

申請地の関根字鹿嶋地内につきましては、工場敷地に隣接する土地への資材置場及び駐車場の整備を目的とした農用地区域からの除外であります。国営かんがい排水事業完了から８年以上経過してお

りまして、鉄道の駅から概ね５００メートル以内で、大規模な一団の農地から少し離れた場所にあるため、それらの営農条件に影響を与えることはないことから、農業振興地域整備計画の変更については、特に問題も見当たらず、許可相当と見てまいりました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第５号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、審議いたします。質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第５号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第５号議案、美里農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり異議なしの意見を付し、美里町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第６号議案、下限面積の廃止についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(第６号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第６号議案、下限面積の廃止について審議いたします。質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第６号議案、下限面積の廃止について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第６号議案、下限面積の廃止については、原案どおり決定といたします。

続きまして、追加の議事に入ります。

第７号議案、美里町農業委員会個人情報保護事務取扱要綱についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(第７号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第７号議案、美里町農業委員会個人情報保護事務取扱要綱について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第7号議案、美里町農業委員会個人情報保護事務取扱要綱について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第7号議案、美里町農業委員会個人情報保護事務取扱要綱については、原案どおり決定といたします。

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第3回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 3 番

署 名 委 員
議 席 4 番